

傷害治療費等の申請

● 学生教育研究災害傷害保険（学研災）※全員加入

本学学生の教育研究活動中（授業、実験、学外研修、学外実習、通学時、学外活動、学校行事、休憩中等）の事故に対しての補償救済制度です。（学生本人が補償の対象）

万一、傷害に遭ったときは、直ちに学生課に届け出、保険請求の手続きを行ってください。ただし、病気、はり・灸・マッサージ等で治療を受けたものは、対象外となります。

対象 ※入院の場合は、1日目から支払われます。

給付対象	治療日数
正課、学校行事中の傷害	実治療日数が1日～3日
キャンパス内、休憩中の傷害	実治療日数が4日以上
通学途中、学校施設等相互間の移動中の事故	実治療日数が4日以上
課外活動中の傷害	実治療日数が14日以上

● 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（付帯賠償）※全員加入

授業、実験、学外研修、学外実習及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したことにより被る法律上の賠償を補償する保険です。（相手が補償の対象）

万一、そのような事態が発生した場合は、直ちに保険会社（東京海上日動火災学校保険コーナー 0120-868-066）へ連絡をし、補償する手続きを行ってください。

● 学研災付帯学生生活総合保険（学研災付帯学総）※任意加入

学研災及び付帯賠償に加えて、学研災加入者が学研災及び付帯賠償では補償が不足すると思われる場合に追加して加入できる保険です。

この保険は、学研災では補償できない範囲を補償する任意加入の保険です。交通事故、スポーツ、旅行中のケガや傷害等24時間保障されます。また、在学中保護者に万一の事態が起こったときの学費や生活費、日常生活における賠償責任、下宿先との借家賠償、生活用動産への損害等の危険をカバーする保障制度です。この保障制度は任意加入のため、保険加入の手続き及び保険請求、解約等の手続きは、保護者または本人で行ってください。